

平成 26 年 1 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 3 号

平成 26 年 1 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 1 月 27 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 1 月 30 日（木）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 26 年 1 月 30 日（木曜日） 午後 3 時 00 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。先ほど、議会広報委員長 泊満夫君より、議会広報への掲載のため議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。皆様方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、三枝町長から本臨時会招集のご挨拶並びに所信表明がございました。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、こんにちは。

本日、平成 26 年 1 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日提案の議題につきましては、補正予算関係が 4 件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

所信表明

○町長（三枝邦彦君）

続きまして、所信表明を述べさせていただきますと思います。

本日、平成 26 年 1 月臨時議会開会にあたりまして、これからの 4 年間にわたる町政運営に関する所信の一端を述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、発生してからもうすぐ 3 年が経過する東日本大震災でございますが、犠牲者、被災者の皆様には、心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

さて、去る 12 月 22 日の町長選挙におきまして、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様から温かいご支援をいただき、町政を担わせていただくことになりました。このことは、身に余る光栄であります。与えられた重責に身の引き締まる思いでございます。

ご承知のように、大変厳しい選挙ではございましたが、3 期約 10 年余りにわたる町議会議員としての政治経験から、香川県、小豆島町と深い信頼関係があることを訴え、有権者からの評価をいただいたものと理解をいたしております。

ただ、多くの方のご批判もいただいたわけでございますので、謙虚に受け止め、決意も新たに、初心にかえり、土庄町の発展に全力で取り組む覚悟でございます。

町長に就任した今、多くの町民の皆様からお寄せいただいた期待の大きさを改めて実感する中で、私は第 6 次土庄町総合計画において目指す「魅力あるまちづくり、安心して快適なまちづくり、支え合うまちづくり」を実現するため、職員の先頭に立ち、全力で突き進む所存でございます。

昨今の社会情勢を振り返ってみますと、まさに激動のさなかであります。

バブル経済崩壊と追い打ちをかけたリーマンショックのために長引いた経済不況、地方行政にとって歴史的な転換期である地方分権の推進、さらには少子高齢化、国際化、情報化の進展など多様な価値観への変化の中で、行政運営の舵取りは決して容易なものではございません。

現在の地方財政は、我が国の厳しい状況を反映して、地方税収入が低迷する一方で、幾多の景気対策による各種事業や社会保障費の増加などにより大幅な財源不足が続き、平成 25 年度末地方財政の借入金残高が 201 兆円と見込まれるなど危機的な状況にあります。

一方、こういった状況に加え、ライフスタイルが個性化・多様化するなど社会情勢も大きく変化する中で、地方自治体には少子高齢化などにおける地域福祉の充実や環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、生活に密着した社会資本の整備など、増大、多様化する行政需要に適切に対応することが強く求められてきております。

こうした厳しい状況下ではございますが、町民の皆様の生活を守るために、

これから厳しくなると予想される財政環境下では当然ながら、行政のできる事が限られてまいります。

今までのことを、今までどおり同じようにやっていたのでは、町民生活に必要な公共サービスを確保することが困難な状況であります。

限られた財源の中で、町民満足度を高めていくには「町民ができることは町民で」、「地域でできることは地域で」というように、町民の皆様が地域のつながりを通して、「自助・共助・公助」の連携による支え合うまちづくりを進めていかななくてはなりません。

そのうえで、町民と行政が役割と責任を明確にして、協働、共に働くことができれば、土庄町の活力はより一層増してくるものと確信いたしております。

今後、どのように町政を運営していけば、町民の皆様が住みやすい町と感じていただけるか、議員各位におかれましても共に考え、議論を交わしてまいりたいと考えております。ぜひ、ご理解とご協力を賜り、まちづくりへの積極的かつ建設的なご参加をお願いする次第であります。

さて、私は今回の選挙にあたり、これまでの政治経験を活かし、何点かの公約を掲げましたので、改めて紹介してまいりたいと思います。

医療においては、土庄中央病院の存続は最大の責務であり、新病院の建設も推進してまいります。町民の皆様が安心して暮らせるためには、地域医療の充実を避けて通ることはできません。病院経営が大変厳しく、医療従事者の確保が大きな課題であることは承知いたしております。しかし、行政とは本来、「辛いところに手が届かない方々に手が届くように手を差し伸べる」、このことが基本であり、我々は町民の皆様のために最大限の努力を惜しむべきではありません。

福祉においては、医療・介護・保健・福祉・子育て支援が連携、一体となって地域包括ケアシステムを構築し、一元管理を進めてまいります。高齢者の方が生きがいを持って暮らすために、一人暮らし、認知症、要介護状態であっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援を進め、地域の中で支え合いながら暮らしていける体制を構築いたします。また、保育サービスの充実を図り、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備してまいります。

安全においては、台風や地震等の災害から町民の生命と財産を守るため、消防組織の災害対応力の強化と防災拠点の機能強化、都市基盤の整備や防災体制を充実させてまいります。しかしながら、過度なインフラ整備等は財政を圧迫するおそれもありますので、必要な施策を十分に吟味し、安全を確保していきたいと考えております。

地方の活性化においては、観光と第1次・第2次産業との連携を図る産業観光の推進、産直市場をはじめとする多くの観光客の集客を進めてまいります。土庄町は古くから、商業と観光の町として認識されてきましたが、観光客の広域化、国際化には対応できていません。年々、アジアからの観光客も増加し、東京オリンピックの開催決定を好機と捉え、外国人観光客の集客を観光産業と連携して進め、積極的に情報発信をしていくことが必要だと考えております。

最後に行財政改革についてですが、土庄町の財政状況は歳入においては、地方交付税の減額に伴い、年々減少しているのが現状です。一方、歳出においては、少子高齢化に伴う民生費等の福祉関係費が年々増加しております。また、中学校・統合小学校建設といった公共工事等による施設整備の際の地方債の償還など、義務的経費の増加により将来における財源不足が生じております。こういった状況の中でも、町民サービスの停滞は許されません。これまでも限られた財源を最大活用するため、事務事業見直しやコストの削減等を実施してきたとは思いますが、従来の行政改革を引き続き実行していくだけでは、この危機を克服することはできない状況にあります。これまで以上の徹底した見直しによる選択と集中を進めていかななくてはなりません。定員管理、人件費の節減、事務事業の委託など公設民営も視野に入れ、全てにおいて見直しが必要であると考えております。

以上、町政を担わせていただくにあたりまして、今期に臨む私の所信の一端を述べさせていただきましたが、これまでの経験を活かし、決意を新たにして、土庄町民の皆様のために努力をしていく所存であります。どうか、議員の皆様におかれましては、私の姿勢をご理解いただき、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る1月28日、午前10時30分より議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

こんにちは。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る1月28日午前10時30分より委員会室におきまして、今期1月議会臨時会の会期、日程等につきまして審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず会期でございますが、本日の1日を予定しております。

会議の進め方でございますが、執行部より議案第1号から第4号までの提案理由の説明を受けた後、質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上で今期1月議会臨時会を閉会する予定でございますので、よろしく願いいたします。

平成 26 年 1 月 30 日（木曜日）午後 3 時 00 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（欠員）	9 番（上川正衛君）
10 番（井上正清君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（川口幸路君）	14 番（川本貴也君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1 名

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	総務課長（難波正樹）
企画課長（糸 英彦）	税務課長（中井俊博）
福祉課長（須浪宏和）	健康増進課長（奥村 忠）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建設課課長補佐（濱口浩司）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（三木俊明）
水道課長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総務課係長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成26年1月土庄町議会臨時会
議事日程（第1号）

（平成26年1月27日招集）

平成26年1月30日（木曜日）午後3時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1号 平成25年度土庄町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第 2号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 3号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第 4号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は、本日 1 日を予定いたしております。運営等につきましては、スムーズに審議ができませんようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年 1 月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番 福本耕太君、2 番 濱中幸三君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 3、議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号の件から日程第 6、議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 2 号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に配付の議案書をお願いいたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

今回の補正につきましては、農林水産業の災害復旧費と事務用機器として使用しておりますパソコンの Windows XP のサポートが平成 26 年 4 月 9 日をもって終了いたします。その後のセキュリティのリスクが高まるための対応を行うものでございます。同時にプリンタのリースアップによる老朽化を未然に防ぐためと増税による経費節減のために前倒しで対応しようというものでございます。

6 款と 11 款以外につきまして申し上げますと、各費目には共通する項目でございますので初めに申し上げます。13 節でございますが、パソコンの設定、それからパソコン、プリンタの撤去費となっております。それから 18 節でございますけれども、パソコン、プリンタなどの購入費となっております。それから 28 節でございますが、これは特別会計への繰出金といたしております。

内容につきまして、課ごとの購入台数を申し上げます。総務課につきましては、パソコン 3 台、プリンタ 2 台。それから出納室がパソコン 3 台。税務課がパソコン 5 台、プリンタ 3 台、それから OCR1 台。住民環境課はパソコン 3 台、プリンタ 2 台、スキャナが 2 台。福祉課がパソコン 3 台、プリンタ 2 台。人権対策課がパソコン 1 台。健康増進課がパソコン 1 台とプリンタが 1 台です。教育総務課の保育所ですがパソコンが 1 台とプリンタが 1 台でございます。小学校につきましてパソコンが 59 台です。中学校につきましてはパソコンが 89 台ということで、一般会計がパソコン全体の合計を申しますと 168 台、プリンタが 12 台の購入となっております。

続きまして 16 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費でございますが、災害復旧費に係る県土地改良事

業団体連合会及び郡土地改良事業推進協議会に対する賦課金でございます。財源のうち1千円は分担金でございます。

18 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費のうち農業用施設災害復旧費につきましては、台風 18 号被害による長浜のため池及び滝宮の水路の復旧工事費となっております。財源のうち 641 万円につきましては県支出金、10 万円は町債、3 千円は分担金と充てております。次に農地災害復旧費でございますが、同様に長浜、滝宮の農地 2 件の復旧工事費でございます。財源のうち 232 万 5 千円につきましては県支出金、10 万円は町債、13 万 8 千円は分担金と充てております。

続きまして 6 ページにかえっていただきますが、地方債の補正でございますが、第 2 表のとおりでございますして 2 件の変更を行っております。

以上が補正予算の概要でございますして財源の不足分につきましては普通交付税を充てております。今回の補正額は 4,291 万 4 千円の増額となり補正前の予算額と合計いたしますと 77 億 6,370 万 1 千円となっております。

続きまして 23 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明申し上げます。

28 ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 項徴税费でございますが、パソコン 2 台の購入と設定及び撤去費でございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

今回の補正額につきましては 23 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 21 億 573 万 4 千円となっております。

続きまして 31 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

36 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項総務管理費につきましてはパソコン 3 台、プリンタ 1 台の購入と設定撤去費でございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

今回の補正額につきましては 59 万 8 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 15 億 9,124 万 7 千円となっております。

続きまして 39 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 2 号で

ございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳出につきまして 44 ページをお開きください。

2 款サービス事業費 1 項居宅介護支援事業費及び 3 項訪問介護サービス事業費につきましては、パソコン 5 台を購入するものでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

今回の補正額につきましては 72 万 5 千円の増額となっております、補正前の予算額と合計いたしますと 1 億 2,998 万 9 千円となっております。

本日全体で前倒しで購入することによりまして、増税後と比較いたしまして約 100 万円ぐらいの経費の節減が図れると考えております。以上でございます。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今説明のありました議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号の件から、議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 2 号までの全議案について一括質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 1 号から第 4 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論、採決に入ります。

日程第 3、議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 4、議案第 2 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 5、議案第 3 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 6、議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 25 分

再 開 午後 3 時 29 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

ただ今、町長より議案第5号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例の議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

日程の追加（議案第5号）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第5号）

○議長（川本貴也君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

去る1月23日に土庄町特別職報酬等審議会が開催されまして、町長が冒頭の挨拶において、経営するホテル3社についての問題に関し、町長として自主減額を行いたい旨を審議会委員の皆様にお伝えをいたしました。審議会からは、一昨年度から行っております人事院勧告に係る町長、副町長における0.23%、額にして2,000円の減額は据え置くことが適当であるとの答申をいただきました。自主減額につきましては、町長の意思で行うことが妥当ということでございました。

また、議会からも申し入れをいただいております。町長として最善の努力を尽くすとともに、公平で公正な町行政を推し進めるためにも、町長の給料月額50%を自主減額いたしたく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

提案理由に対する質疑（議案第 5 号）

○議長（川本貴也君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。ただ今説明のありました議案第 5 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（川本貴也君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

3 番、山田です。町条例改正の理由に関して、次の質問をさせていただきます。

まず、町長の給与を半額減額する理由として、どういうことでそうなるのか、というのをお聞きしたいと思います。

まず、三枝町長は過去において三枝邦彦個人と当時経営のホテル 2 社の町税納付について、納期限が来ても支払うことなく、徴収権の消滅時効により、土庄町に損害を加えて、三枝邦彦個人と当時経営のホテル 2 社は債務免除益を受けたことはありますか。

次に、町長選挙出馬表明に関して、平成 25 年 10 月 7 日開催の土庄町議会全員協議会において、町税の滞納はないと明言して、言葉での町長推薦について議会推薦を受けましたか。

次に、三枝邦彦個人と当時経営のホテル 2 社は、平成 21 年度から平成 24 年度の町税などの滞納により、平成 25 年 11 月 29 日に議員報酬などを土庄町から差押えを受けたことがありますか。また、差押えを受けたとなれば、土庄町議会全員協議会において、町税の滞納はないとの説明は、議員を騙して推薦をもたらしたことにはなりませんか。

次に、差押えにより、三枝邦彦個人の滞納の町税を平成 25 年 12 月 4 日に支払っていますか。また、支払ったのであれば、なぜ差押えを受ける前に当時町議として率先して支払わなかったのですか、町税を。

次に、町議就職の間に発生した町税について、町税によって議員報酬を受け取りながら、支払わなかった理由はどのようなことでしょうか。また、当時経営の町税を支払っていなかった会社から、役員報酬を受け取っておりましたか。以上であります。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、山田議員の質問の答えをさせていただきますが、5、6点でございますので。

まず最初の債務免除益を受けたことがありますか、ということでございます。2つ目のですね、平成25年10月7日土庄町議会全員協議会で、言葉での町長選について議会推薦を受けましたかということでございますけれども、これにつきましては、有志の議員の皆さんの協力はいただきました。

それから、3つ目でございますけれど、議員報酬などを土庄町から差押えを受けたことがありますか。ちょうど選挙中でございましたので、ちょっとそのあたりはよく分かりませんが。その後ですね、土庄町の滞納はないとの説明は、議員を騙して推薦をもらったことになりませんかという質問でございますけれども、これにつきましては、会社の方からは聞いておまして、税金の方は分納で一応町の方と話してきて、とりあえず手形も払ったということを知っておりましたので、議員の皆さんにもそういうお話はさせていただきました。

それから、4つ目です。なぜ町議として率先して払わなかったのですかということでございますけれども、基本的にこれは固定資産税でございます、会社が払うという話でございましたので、ただ1件のホテルだけですね、個人と会社と共有になっておったのがございました。後で分かりました。

それから議員報酬を受け取りながら払わなかった理由ということですが、それから、会社から役員報酬は受け取ってございましたかということでございますけれども、多少受け取っておりました。

1番最後です。以上のようなことが関係して町条例を改正するのですかということでございますけど、一応町のリーダーとして道義的責任ということを感じております。そこで、襟を正すということもございまして、町条例の改正を申し出させていただきました。以上です。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

先ほどの回答で、3番の個人の議員報酬を差押えされましたかということについては分からないという回答でしたんですけど、個人でしたら分かるはずなんですけど、その件は議員報酬の差押えはありましたかというこの問いに、分からないというのは非常におかしいと思います。

それから、会社の方については手形を切っているということなんで支払っているというこの回答がありましたが、支払いが手形については分割払いになってますから、手形が落ちた時点で支払うことになっておまして、切った時点では手形で支払いにはなっていないという解釈をしております。それは税務

の方からも確認しましたら、手形が落ち込んでから初めて支払いになるということなんです。その件に関して、議員報酬と手形の件に関しては非常に矛盾を感じますので、もう一度答弁していただきたいと思います。

それから、次の共有は後で分かったということなんですけど、町税の中では共有物件が、建物については共有になっております。共有になっている場合は、共有者のどちら側でも歳入したらいいということになっておりますので、その件に関しても共有になっていたのが後で分かったということは、非常におかしいと思います。20年前ぐらいから共有になっておる訳なんですから。個人にも町税納付の納付書が届いております。それから会社にも届いていると思います。それについて、固定資産税のそれについて後で分かったというようなことは、非常に誠実な回答ではないと思います。

それから、最後の件は質問してなかったんですけど、2回目の質問としてしたかった訳なんですけど、このようないろんな事態があったので、個人的な理由に関して町条例を改正するのかどうかをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

山田議員の最初の質問でございますけれど、3つ目のところです。ちょうど選挙中ですね、議員報酬を押さえられたかどうかというのは、ちょうど期間中ではございまして正式に押さえたとか、そういったのはそれは分からないという話したんですけども、その議員歳費をどうするとか、そういう状況でなかったもので、そのあたりはちょっと覚えておりません。分かりません。

手形の件でございますけど、一応こんだけあります残が、いうので期日を決めてですね、一応町の方からとりあえずそれはこういう形で払いましょう、払ってくださいということで、一応それで話し合いは全部終わってございましたので、こちらの認識としては全部終わったという解釈。ただ先ほど言われたように会社がもし倒産したりとかそうなったら、紙切れなるのは分かっておりますけど、一応町と会社との取り決めの中では、一応手形でお支払いしたという話をさせていただきました。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

手形で支払ったということは、支払ったことにならない訳なんです。分納誓約をしたということです。それから時効に対して中断をしたんです。分納ですから。分納の最終日から5年を経過しないと時効になりませんので、時効を中

断するために分納誓約いうのをやっております。それから、過去にたまった町税に対して、現在も町税はどんどん来ておりますから、それに対して非常に支払いがしんどいと。ですから、過去の分に対しては分割で支払いさせていただきます。何年の分割で支払いさせていただきます、ということで町の方と合意に達して分納誓約をしてる訳であって、支払いをしてる訳ではないと思います。その点は税務課長にもお聞きしたいです。手形で果たして支払いは済んだかどうか。手形が落ちこんだら、支払いは終わったと思いますけど、専門の税の徴収管理に聞きたいと思います。

それから最後に質問ですけど、そういう今までの以上の質問に関してですね、そういうことがあったので、町条例を改正して、町長の所得を半分にするというために町条例を改正するのですかという質問にもう一度答えていただきたいと思います。

手形の納入が、支払いが済んだかどうかというのは専門職に聞きたい。

○議長（川本貴也君）

税務課長 中井俊博君。

○税務課長（中井俊博君）

手形の件でございますが、入った時点で一応納入ということでおっしゃるとおりかと考えております。

○3番（山田建之君）

手形が落ち込んだ時点で納入ということで、それまでの間は分納誓約しただけであって納入はしてないということで解釈してよろしいですか。

○税務課長（中井俊博君）

納入と言いますか、納付、そういう誓約をすることによって。

○3番（山田建之君）

納付予約したということでしょう。

○税務課長（中井俊博君）

そういう形で考えていただけたら。

○3番（山田建之君）

はい、分かりました。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

手形につきましては先ほどの課長の答弁のとおり分かりましたが、議員の皆様にも手形を払って一応町との新規な払ってないとか、払ってるとか町と協議は全部終わりましたという話も後でさせていただきました。

最後の、以上のようなことが関係して町条例の改正をするのですかということでございますけど、実は去年の暮れに新聞等々で町民の皆様にご迷惑をかけたということもございますし、これから心機一転やるということも踏まえて道義的観点から、これはやった方がいいと自分で思いまして、1月の23日の報酬審議会、また議員からの申入書等々も鑑み、そういう状況を今回出させて、町条例の改正ということで出させていただきます。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

三枝町長に質問いたします。今、道義的責任という立場から50%の自主減額をされたということですが、何に対して道義的責任を感じておられるのでしょうか。具体的にこの問題は何が問題だというふうに、ご自身でお考えになられているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の質問にお答えします。先ほど言いましたように、去年の暮れの話でございましたが、ただ先ほどのやり取りの中で会社が2つ、それからもう1つの会社がたまたま個人と会社の共有になった。これは基本的に固定資産です。ただ、あの新聞等を読みますと、会社じゃなくて個人になったようなニュアンスで取られるような文面にもなっておりまして、中身は違えどもやっぱり、先ほど言いましたように襟を正す意味もあると。名前の方が先行して出て行ったように、自分自身は捉えましたので、これはやっぱりこうすべきだということで出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

この問題の軸となる部分は、私が思うにはですね、滞納は、それは経営とかで厳しい分はあると思うんですけども、それを。

（傍聴人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛に願ひます。どうぞ。

○1番（福本耕太君）

それを町が欠損処理したということが問題ではないかというふうに考えます。滞納で分納で納めるといのは、厳しい場合は町の方もそういうことを促しますし、その欠損についてどのようにお考えですかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけども。お願いいたします。

○町長（三枝邦彦君）

おっしゃるとおりで、一応責任はない。ただ、一応町の方が処理したということでございますが、ああいう新聞等が出ますと、やはり僕個人的にはですね、やっぱりなんとか町にも、振り返ってみますと十数年前から10年近く前の話でございますが、町には今現時点においては、ちょっと迷惑をかけたのかなということですね、それは本当に個人的な道義的責任とっております。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

今、欠損処理された部分についても道義的責任を感じているというふうにおっしゃったんですけども、この問題、欠損処理された問題が前町長と副町長との間でやり取りがなされた問題で、ここが今誰にも見えないようになっている訳ですね。住民からすると、ここをなぜこういうことが起きたのかということをお明らかにして欲しいというのが思いでございます。ご自身として、今後ですね、この問題、前町長も含めて明らかにしていくご意思というのはありますか。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

お答えします。きちんとお話ししていくと言いますか、そのあたりにつきましては、前岡田町長、千葉参与とそういう話をしたこともありませんし、全然向こうから頼みに来たとか、こっちから頼んだとか、そういう接触もございませんし、そのあたりはよく分かりません。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

○議長（川本貴也君）

13番 川口幸路君。

○13番（川口幸路君）

執行部にお聞きしたいんですけどね、この条例を見ますとね、26年4月から27年3月の1年になってますね。町長の任期は4年なんです。とりあえず1年

は半額にしておいて、また 27 年は 27 年で改めてやるということか、それともまた元に返るのか、それをちょっと確認したい。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

先ほどの質問にお答えをさせていただきます。報酬等特別審議会といいますのは、現在の状況を総合的に考慮して毎年開催し、その都度決めるものでありますので、また来年度開かせていただくこととなります。

○議長（川本貴也君）

13 番 川口幸路君。

○13 番（川口幸路君）

ということは、来年はやね、このまま減額でいくのか元に戻すのか、それは来年また審議するということやな。そういうことでの理解でいいですね。

（企画課長、首肯）

○13 番（川口幸路君）

はい、分かりました。

○議長（川本貴也君）

よろしいですか。他にございませんか。

ないようでございますので、議案第 5 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 5 号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論、採決に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

3 番、山田です。私は町長個人の問題について、町条例を改正するということは、今からの意見を述べさせていただきます。

三枝町長が町長になってから、公務を遂行することにより、その間に発生 of 公務内容に問題があるなどの事情により、町長としての責任を取って報酬を減額するというのであれば、ひとつの町条例の改正の理由となりますが、町長就任以前の問題をからめて、町条例の改正となれば本末転倒で、理由にはなら

ないと思います。また、そのようなことであれば、町長になる以前の問題になります。町長報酬を減額する町条例の改正は、土庄町の財政状況に鑑みて、現在の町長報酬が適正かどうかは、委員会などの財政問題も含め、真剣に議論した後で改正の必要があると私は考えております。ですから、反対です。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

三枝町長の自らの報酬を 50% 自主減額するという提案に対し、反対討論を行います。三枝町長の行動として、滞納していた税を欠損処理されるまで放置したという行為は、報酬を 50% 減額したから済むという問題ではありません。わが町には、厳しい経済状況の下でやむなく税を滞納しながらも、町と納税相談を行い、分納などの手段を取って、納税に努力している方々がたくさんおられます。三枝氏もその厳しい状況の中に置かれた 1 人だということを考慮に入れたとしても、公の立場にありながら、滞納が欠損処理されるまで放置したという行為は町に対する住民の信頼を大きく損なうものであり、見過ごす訳にはいきません。

三枝町長が今しなければならぬことは、自らの滞納がなぜ欠損処理されたのか、その経緯をすべて住民に明らかにすることです。また、その責任を感じていると言うのであれば、すみやかに自ら職を辞し、町に対する信頼を取り戻すことこそ、町民と町職員に対し、責任を果たすことであると考えます。以上で、本件に対する反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

2 番、濱中です。この問題に関しては、監査委員さんの方からいろいろ出ております。現在、調査中であると思います。そのような中で、議会といたしまして、平成 26 年 1 月 28 日付けで議長名で土庄町長三枝邦彦殿ということで、申入書を入れております。その中には、少し読んでみますと、「この事実関係については現在調査中とのことであるが、議員として特別職の公務員という地位にあったときにこのようなことが発生していた事実は、社会通念上、また道義的な面から考えれば議会として誠に遺憾である。また、同時に議会としても真摯に受け止めるべきものと考えている。以上により、土庄町議会として次のとおり申し入れを行う。町民の負託に応えるべく、貴殿に関する当問題については

責任をもって最善の努力を尽くすとともに、公平で公正な土庄町行政を推し進めること」という申し入れになっております。

私自身といたしましては、欠損の問題につきましては、町の方で処理したものです。今回その欠損額に対して、新しい町長が道義的責任を感じて報酬をカットするというような考えであると思いますので、私は賛成したいと思います。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

○議長（川本貴也君）

6番 泊満夫君。

○6番（泊満夫君）

1月23日の特別職報酬等審議会、この中でも町長自ら冒頭でお話をされたということでもありますし、各委員の面々からもその方向性については了解をいただいているという話も聞いております。さらには、本人が欠損額等について道義的責任を感じるということは、選挙終了後、日々毎晩毎晩いろいろ頭の中で、あるいはいろんな方々にご相談申し上げ、腹をくくった結論だというふうに認識しておりますので、本提案について賛成をさせていただきます。以上です。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 59 分
再 開 午後 4 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

ただ今、町長より同意第 1 号、土庄町副町長の選任についてと、同意第 2 号、土庄町教育委員会委員の任命についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

日程の追加（同意第 1 号～同意第 2 号について）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号、土庄町副町長の選任についてと、同意第 2 号、土庄町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

総務課長難波正樹君の退席を求めます。

（総務課長難波正樹君 退席）

提案理由の説明（同意第 1 号～同意第 2 号）

○議長（川本貴也君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

同意第 1 号、土庄町副町長の選任について。土庄町副町長に次の者を任命したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求めます。住所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 2379 番地、氏名 難波正樹、生年月日 昭和 29 年 8 月 31 日。平成 26 年 1 月 30 日提出、土庄町長三枝邦彦。

提案理由でございますけれど、平成 26 年 2 月 1 日より難波正樹氏を土庄町副町長に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等は皆さんのお手元に配布のとおりでございます。よろしくご審議お願いしたいと思います。

続きまして、同意第 2 号、土庄町教育委員会委員の任命について。土庄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。本人の住所 小豆郡土庄町馬越甲 350 番地、氏名 藤本義則、生年月日 昭和 23 年 4 月 3 日。

提案理由でございます。平成 26 年 2 月 1 日より藤本義則氏を土庄町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。略歴等につきましては、皆さんに配布のとおりでございます。平成 26 年 1 月 30 日提出、土庄町長三枝邦彦。以上です。よろしくお願いいたします。

提案理由に対する質疑（同意第 1 号～同意第 2 号）

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

ただ今説明のありました同意第 1 号及び同意第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（「なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、同意第 1 号及び同意第 2 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

採決（同意第 1 号～同意第 2 号）

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

同意第 1 号及び同意第 2 号についての討論は省略いたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号、土庄町副町長の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

総務課長難波正樹君の入場を許可します。

（総務課長難波正樹君 入場）

○議長（川本貴也君）

同意第 2 号、土庄町教育委員会委員の任命について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議席の一部変更

○議長（川本貴也君）

ここで議席の一部変更についてを議題といたします。

昨年の土庄町長選挙立候補により、三枝議員が失職いたしましたので、会議

規則第3条第3項の規定により、9番上川正衛君を8番に、10番井上正清君を9番に、11番太田和博君を10番に、12番藤本誠助君を11番に、13番川口幸路君を12番に、私川本貴也を13番に、それぞれ議席を変更いたします。

閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成26年1月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

長時間、誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後4時11分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (川 本 貴 也)

同 議員 (福 本 耕 太)

同 議員 (瀨 中 幸 三)